

平成28年度介護老人福祉施設指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	アセスメント	○要介護認定更新時、退院時にアセスメントを実施していない事例がありました。初回、更新、区分変更時等、適切な時期に適切な内容でアセスメントを行うよう努めてください。	都条例第41号第8条第2項	1
2	施設サービス計画	○要介護認定更新時の施設サービス計画の原案が、認定の有効期間の開始までに作成されていない事例がみられました。認定の更新スケジュールを適切に管理し、有効期間の開始までに施設サービス計画の原案を作成してください。	都条例第41号第8条第4項	1
3		○計画作成後、入所者又はその家族の同意が遅れている事例がありました。計画作成後、速やかに同意を得るようにしてください。やむを得ず同意が遅れる場合は記録に残す等の措置を講じてください。	都条例第41号第8条第5項	1
4	サービス担当者会議	○サービス担当者会議を開催しない場合、担当者の専門的な見地からの意見を求めているとのことですが、その記録を残していない事例がありました。施設サービス計画の原案について、担当者へ専門的な見地からの意見聴取をした際は、記録に残してください。		1
5	モニタリング	○モニタリングが行われていない事例がみられました。施設サービス計画の変更にあたっては、前施設サービス計画に対して、確実にモニタリングを行い、その結果を記録してください。	都条例第41号第8条第7項、第8項	1
6	勤務表の作成	○作成された勤務表上で、看護職員、管理栄養士の配置が看護体制加算(従来型、ユニット型、短期入所)や栄養マネジメント加算(従来型、ユニット型)の算定要件に合致していることが明確になっていませんでした。加算の算定要件が満たされていることが確認できるよう、適切な勤務表を作成してください。	都条例第41号第10条、第46条 都条例施行要領(介護老人福祉施設)第4の6の(1)	1
7	サービス提供の記録	○入所者の被保険者証に入退所日、介護保険施設の種類及び名称の記載がされていませんでした。被保険者証への入退所日、介護保険施設の種類及び名称等の記載を確実に行ってください。	都条例第41号第17条	2
8	褥瘡予防	○「ハイリスク者に対し、褥瘡予防対策を盛り込んだ施設サービス計画書を作成する」と指針に記載されていますが、作成されていませんでした。また、一部の介護職員にだけ褥瘡対策に関する研修を行っただけで、その研修の内容を全職員へ周知したかの把握は行われていませんでした。全職員に指針を周知し、ハイリスク者に対する、褥瘡予防対策を盛り込んだ施設サービス計画の作成をはじめとする褥瘡予防のための体制整備に漏れがないように努めてください。また、褥瘡対策に関する研修を行った際は、全職員に研修の内容を周知し、周知したことの報告等を受けてください。	都条例第41号第21条第3項 都条例施行要領第4の16(5)	1
9	事故報告	○事故が発生した場合の区への事故報告が適切に行われていない事例がありました。については、区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第41号第38条第2項	1
10	非常災害対策	○消防計画及び運営規程に定めた回数の防災訓練や夜間想定訓練を実施していませんでした。消防計画及び運営規程に定められたとおりの防災訓練、夜間想定訓練等をあらかじめ消防署に通知したうえで、記録に残してください。	都条例第41号第39条	1
11	栄養マネジメント加算	○退院後見直しをした栄養ケア計画に同意のない事例がありました。栄養ケア計画を変更した際は、入所者又はその家族に説明し、その同意のサインを得てください。	厚告第21号別表1ホ 老企第40号第2の5(18)	1
12	看取り介護加算	○看取り介護加算において、看取りに関する指針に盛り込むべき項目が例示されていますが、以下の2項目については明示されていませんでした。 ・終末期にたどる経過(時期、プロセスごと)とそれに応じた介護の考え方 ・施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 また、看取り介護についての同意書の宛名に以前の施設長名が記載されていて実態と異なります。については、看取りに関する指針、看取り介護についての同意書の見直しをしてください。	厚告第21号別表1ル 老企第40号第2の5(24)	1